

## 1. 解体工事業登録申請書の記入要領

### <表面>

- ① 解体工事業の登録を受けるには、この「解体工事業登録申請書」と添付書類を、登録を受けようとする都道府県に提出します。
- ② 「登録の種類」の欄では、申請しようとする登録が「新規」か「更新」かのどちらかであるのかを明らかにします。「新規」の場合は「更新」を消し、「更新」の場合は「新規」を消します。
- ③ 「※登録番号」及び「※登録年月日」は、登録の申請を受けた都道府県が使用・記入する欄です。  
従って、登録申請者はこれらの欄に記入してはいけません。
- ④ 「申請者」の欄には、申請書を提出する年月日と申請者(法人の場合はその代表者)の氏名を記入します。登録の申請者は、法第 24 条第 1 項各号の欠格要件に該当しないことが必要です。
- ⑤ 「申請者」の欄には、登録を受けようとする都道府県の知事宛てであることも併せて記入します。
- ⑥ 「商号、名称又は氏名」の欄には、法人の場合は法人名、個人の場合は本人の氏名を記入し、カタカナで振り仮名を付けます。
- ⑦ 「住所」の欄には、法人の場合は主たる営業所(本社、本店など)の所在地を記入し、個人の場合には本人の住所を記入します。郵便番号、電話番号も併せて記入します。
- ⑧ 「法人である場合の代表者の氏名」の欄には、法人の代表者の氏名を記入し、カタカナで振り仮名を付けます。個人で申請する場合には、この欄には記入不要です。
- ⑨ 「法人である場合の役員の氏名及び役名」の欄には、法人の役員の氏名及び役名を記入し、カタカナで振り仮名を付けます。役員とは、業務を執行する社員、取締役、これらに準ずる者をいいます。個人で申請する場合には、この欄には記入不要です。
- ⑩ 「申請時において既に受けている登録」の欄には、登録の更新をする場合に、更新を申請する都道府県で現に受けている登録番号を記入します。したがって、新規に登録を申請する場合には、この欄には記入不要です。

### <裏面>

- ⑪ 「法第 31 条に規定する者(技術管理者)の氏名」の欄には、選任した技術管理者の氏名を記載します。この技術管理者は、省令第 7 条第 1 項各号のいずれかに該当する基準を満たした者でなければいけません。
- ⑫ 「営業所の名称及び所在地」の欄には、全ての営業所について名称・所在地・郵便番号・電話番号を記入します。営業所の名称には、カタカナで振り仮名を付けます。なお、この欄には、登録を受けようとする**都道府県以外に所在する営業所**についても全て記入する必要があります。
- ⑬ 「未成年者である場合の法定代理人の氏名及び住所」の欄には、法定代理人の氏名と住所を記入します。氏名にはカタカナで振り仮名を付け、住所には郵便番号と電話番号も併せて記入します。
- ⑭ 「他の都道府県知事の登録状況」の欄には、登録申請時に、登録を申請する都道府県以外で、既に解体工事業の登録を受けている場合に、その登録番号を記入します。他の都道府県で解体工事業の登録を受けていない場合には、この欄には記入不要です。